

「川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事」【発注者指定型】特記仕様書
令和 6 年 7 月改定版

- 1 本工事は、建設業の労働環境を改善することを目的として実施する「川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事【発注者指定型】」の対象工事である。
- 2 本方式の実施にあたっては、「川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事実施要綱」に基づき行うものとする。
- 3 「川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事実施要綱」に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。
- 4 本工事の発注方式は、【発注者指定型】によるもので、当初設計額に補正係数を乗じて補正を行っているため、対象期間において 4 週 8 休の現場閉所が達成出来なかった場合、または週休 2 日制（4 週 8 休）の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 5 港湾市場単価の補正にあたっては、『川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事実施要綱（別紙 1）』による補正係数を乗じるものとする。
- 6 本工事を実施するにあたり、確保モデル工事である旨を明示する看板を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、『川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事実施要綱』を参考にして、大きさは A3 サイズ以上とする。